**練馬区立小中学校などにおける**

**障害児等支援方針（案）**

**平成29年（2017年）３月**

**練馬区教育委員会**

**は　じ　め　に**

**平成29年3月**

**練馬区教育委員会　教育長　河口　浩**

**目　次**

**Ⅰ　支援方針策定の背景..................................１**

**Ⅱ　これまでの取組**

**１　障害のある子どもの受入れについて..................１**

**２　医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて....７**

**３　民間施設における障害児の受入れについて............10**

**Ⅲ　検討の経過について..................................11**

**Ⅳ　今後の支援について..................................12**

**１　障害のある子どもの受入れについて..................13**

**２　医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて....16**

**３　民間施設における障害児の受入れの促進について......20**

**４　支援方針の着実な実施について......................21**

**Ⅰ　支援方針策定の背景**

**区では、平成27年3月に、今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。現在、みどりの風吹くまちビジョンを実現する工程を示すため、アクションプランにもとづいて様々な施策を進めています。アクションプランの「子どもの成長と子育ての総合的な支援」の中で、「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」を掲げており、その戦略的な取組の一つとして、障害児等への支援方針の策定を行うことにしました。**

**教育委員会が教育や保育を実施する際には、安全の確保を最優先としながら、それぞれの子どもの心身の状況に合わせて最適な教育・保育環境の確保に努め、「原則として受け入れる」という考え方で対応を行ってきました。今後も、子どもの受入れに際しては合理的配慮の提供について考慮しながら、本人の状況に応じた支援を行っていきます。**

**子どもたちにより充実した支援を実施していくためには、障害児等の受入れについての教育委員会としての考え方を整理し、統一的な支援方針を策定することと合わせて、関係機関との連携の強化を図っていくことが必要になります。統一的な支援方針を策定することで、障害のある子どもだけではなく、家庭にも、教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携して、切れ目のない支援体制を構築することを目指します。**

**Ⅱ　これまでの取組**

**１　障害のある子どもの受入れについて**

**練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）所管の施設の中で、小中学校については、学校教育法や東京都教育委員会が定める学級編制基準**

**などに基づいて特別支援学級を設置しており、都立特別支援学校と役割分担をしながら子どもたちの受入れを行っています。**

**また、学童クラブ・保育園・幼稚園については、それぞれの事業の経緯や特性、施設や設備の状況や職員体制に応じて、施設ごとに受入れ対象の拡大や制度の充実を図ってきました。また、受入れ対象となる子どもの決定にあたっては、それぞれの施設の所管組織が設けた基準に基づいて、専門家等からなる会議が調整を行ったうえで（表１）、受入れを行ってきまし**

**た。（表２）**



**受入れにあたっては、障害の特性に応じて必要となる施設設備の改修等や子どもの安全確保を行うための職員を配置し、必要な物品を取り揃えるなどの受入れ体制の充実に努めてきました。**

1. **区立小中学校**

**小中学校については義務教育制度が設けられており、子どもの誰も**



**が教育を等しく享受することができるようにする必要があります。練馬区では、障害のある子どもに義務教育を受ける機会を保障するために、都立特別支援学校と役割分担をしながら、小中学校における教育環境の整備を行ってきました。区立学校では、通常の学級と特別支援学級が協力しながら子どもの受入れを行っています。教員に対して随時、特別支援教育に関する研修等を実施し、指導力の向上を図っています。また、都立特別支援学校に在籍する子どもが地域の区立学校に副籍を持ち、直接または間接的な交流を通じて、地域とのつながりを持つとともに、区立学校に在籍する子どもに障害への理解を深めるきっかけとしています。**

**[肢体不自由のある子ども]**

**子どもの受入れに際しては家庭と連携しながら、スロープや階段昇降機の設置、車いすや可搬型階段昇降機の導入など、子どもの障害の程度に応じて適切に対応しています。**

**[知的障害や発達障害のある子ども]**

**通常の学級では学校生活支援員の配置など指導の充実を図っており、特別支援学級では学級編成基準に基づいた少人数教育の実施や障害の程度に応じた学級編成などにより指導を実施し支援の充実を図っています。また、小学校においてはこれまでの情緒障害等通級指導学級に代えて平成28年度から順次、全校に特別支援教室を設置し、子どもや保護者の負担を軽減します。引続き中学校においても特別支援教室への制度移行を予定しています。**

**[難聴のある子ども]**

**通級指導学級を設置しており、残存聴力の活用を図る指導や正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、補聴器の適切な使い方のアドバイスなどを実施しています。**

**[弱視や言語障害のある子ども]**

**通級指導学級を設置しており、教材拡大映像装置などの機器を利用して、効果的な学習が行えるように指導を行っています。**

**また、言語障害を有する子どもには、発音・発語指導を行いながら、正しい言語表現の定着を図っています。**

**[疾病のある子ども]**

**子どもの受入れに際して、保護者や学校と個別に相談しながら対応を行っています。**

1. **区立学童クラブ**

**保護者の就労等により、主に放課後の時間帯に保育を必要とする子ど**

**もについて、指導員の適切な指導のもと子どもの健全育成を図ってきま　した。**

**各施設では、障害児を優先して受入れる定員を設定し、受入れを行　　ってきました。さらに、児童館等に併設している学童クラブでは、障害児優先受入れの定員を超えての受入れを平成28年度から実施し、障害のある子どもの受入れを拡大しています。受入れにあたっては、専門指導員による学童クラブへの巡回指導および職員研修等を実施し、保育の充実を図っています。**

**また、中程度以上の障害のある子どもであっても、特別なケアをすれ　ば、学童クラブで生活ができる場合は、人的配置や施設改修等の一定の**

**条件を整備することで、可能な限り受入れを行っています。**

1. **区立保育園**

**保育園は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けら**

**れない子どもを保護者に代わって保育する施設です。**

**保育園では、心身に障害のある子どもや発達上特別な支援が必要と思**

**われる子どもの保育については、練馬区立保育所障害児設置要綱に基づ　き、保育を行っています。**

**障害のある一人ひとりの子どもがほかの子どもとの生活を通して、共に成長できるように保育しています。その際、家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応しています。また、研修や巡回指導などで必要に応じて助言等を得ながら、障害への正しい知識を持ち、統合保育を行っています。**

1. **区立幼稚園**

**義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、**

**幼児の健やかな成長のために適切な環境を整えて、心身の発達を助長することを目的として設置されています。**

**区立幼稚園３園全てにおいて、心身障害児を受け入れた教育を行って**

**います。毎年度、「特別に支援を要すると思われる幼児で、身の回りのことがおおむね自分でできる者」を受入れています。**

**各幼稚園では、障害児教育の専門家による巡回指導および職員研修等により、教育の充実を図っています。また、心身障害児が所属する学級には、担任に加えて、介助員（臨時職員）を配置し、幼稚園生活における支援にあたっています。**

**（５）　他の機関との連携について**

**①　区立小中学校**

**障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から　適切に対応していくという考え方にもとづいて「個別の教育支援計画」を作成しています。**「**個別の教育支援計画」の作成にあたっては、保育・福祉・保健・医療等の関係機関や保護者等と連携・協力して、既に早期療育等において実施されている個別の支援計画を引き継ぎながら、適切な目標・内容を設定しています。計画には実施した支援の評価と、次の担当者への引き継ぎ事項なども記入することとなっています。**

**また、保護者は「就学支援シート」を活用し、子どもの特性や配慮が必要なことなどを入学前の時期から小学校に伝えることによって、保育園や幼稚園と小学校との円滑な連携を図っています。**

**②　区立学童クラブ**

**障害のある子どもに適切な保育を行うために、保育・福祉・教育等の関係機関と必要に応じて、連携・協力を随時行っています。**

**また、医療的ケアを要する子どもの受入れにあたっては、安全・適切な**

**医療的ケアおよび保育実施のため、医療機関と連携を図っています。**

**③　区立保育園・幼稚園**

**必要に応じて、保育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携協力をし、子どもの発達等の支援を行っています。**

**連携の課題**

**現在は、それぞれの施設が利用申請書類や保護者への聞き取りなどにより対象となる子どもの状況を把握しています。子どもの状況は、施設ごとに定めた様式に記入し、保管しています。**

**保護者は受入れ先の施設ごとに、保護者が子どもの状況を説明する必要があります。また、子どもの情報に関して、区の別の組織の保有状況が把握できないため、情報連携が取りづらい面があります。**

**このことから、保護者の負担を減らすことと、関係者間で円滑な情報連携を行う必要があると考えています。**

**２　医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて**

**[医療的ケアについてこれまでの経緯]**

**たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、従来、医師又は看護師などの免許を持たない者が反復継続する意思をもって行うことは法律上禁止されてきました。一方、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、特別支援学校の在籍者の中に医療的ケアを必要とする子どもが増加してきました。**

**そこで平成16年10月20日付け厚生労働省医政局長通知により、看護師が常駐すること、必要な研修を受けること等を条件として、特別支援学校の教員がたんの吸引や経管栄養を行うことは「やむを得ない」とする考え方が示されました。**

**その後、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴って、平成24年4月から一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアが法律上できるようになりました。**

**[医療的ケアとは]**

**医療的ケアとは、子ども自身や保護者が行っている医療行為のうち、施設において安全・適切に子どもを預かるため、看護師等が医師の指示のもとに行う行為をいいます。医療的ケアの内容としては、たんの吸引・経管栄養・導尿などの種類があります。**

1. **区立小中学校**

**平成27年４月に小学校に入学した子ども1名に関して、学校の教育時間内に医療的ケア（たんの吸引）を行うことについて、保護者から要請がありました。これを受けて教育委員会は小学校に臨時職員の看護師を配置し、子どもへの医療的ケア（たんの吸引）を行っています。**

**また、平成28年4月からは新たに別の小学校でも、医療的ケア（たんの吸引）の対応が必要な子ども1名に教育委員会が臨時職員の看護師を配置し、対応を行っています。**

**学校では定期的に、当該の子どもに関する情報交換を目的として、支援会議を開催しています。構成員は以下のとおりです。**

**〇保護者**

**〇看護師**

**〇学校長および関係教職員**

**〇保健相談所保健師**

**〇総合福祉事務所**

**〇教育委員会事務局**

**〇民間障害者支援事業所**

**支援会議では、子どもの状況の共有とあわせて、より安全に医療的ケアを**

**実施していくための意見交換を行っています。**

**（２）区立学童クラブ**

**平成27年度に試行事業として、たんの吸引を要する子ども1名への対応を行いました。**

**平成28年4月からは、学童クラブで正式に受入れています。受入れにあたり、たんの吸引を安全で衛生的に実施するために施設改修を行い、臨時職員の看護師を配置しました。**

**また、保護者や学校等の関係機関との連携を密にし、子どもの健康状態に関する情報共有を図っています。看護師と児童指導職員が協力し、主治医の指示書に基づき、安全・適切な医療的ケアおよび保育を実施しています。**

**（３）区立保育園**

**区立保育園では、障害児保育の対象と認める子どものうち、たんの吸引・**

**経管栄養・導尿等の医療的ケアを必要とし、かつ保育園において当該ケアを安全に実施できる子どもを対象として、平成28年4月から医療的ケアを実施しています。**

**現在は試行中のため、1園において保育園の常勤職員の看護師が医療的**

**ケアを要する子ども1名への支援を行っています。2年間の試行期間後の平成30年度から本格実施となります。**

**（４）区立幼稚園**

**原則的には医療的ケアを要する子どもの受入れは行っていませんが、教育時間中に保護者が医療的ケアを行えると確約していただいた場合に限り、受入れを行っています。**

**医療的ケアの課題**

**区立小学校・学童クラブ・保育園では、医療的ケアを要する子どもの受入れにあたって、それぞれの施設の状況や職員体制などに応じて、独自に医療的ケアの実施手続きを定め対応しています。医療的ケアを実施するためには、実施手続き方法のほかにも、緊急時の対応手順や実施者への研修方法など、定めておかなければならない項目があります。そこで、各施設独自ではなく、教育委員会として統一的な実施方針を定めることにより、安全適切に医療的ケアが実施できるようにしてなければなりません。**

**また、保護者の負担軽減の面からも、区の施設において、医療的ケアを要する子どもの受入れを進めていかなければならないと考えています。このことから、看護師の待遇を改善し、安定した雇用の確保を行うことが必要だと考えています。**

**３　民間施設における障害児の受入れについて**

**教育委員会では、民間学童保育・私立保育園・私立幼稚園に施設運営費等の補助を行い、支援を行っています。（表３）**

**表３　民間施設への支援状況（平成28年度）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施設の種別** | **補助対象施設** | **補助項目** |
| **放課後児童の広場**  **（民間学童保育）** | 1. **おおむね2年以上待機児童が生じている小学校の学区域内に所在している施設** 2. **延長保育を実施している施設** 3. **駅周辺に所在している施設** 4. **区内施設が実施している施設** | **障害児加算** |
| **私立保育園** | **障害児受入れを実施している施設** | **委託費**  **扶助費**  **援護費**  **保育サービス推進事業補助金** |
| **私立幼稚園** | **障害児を受入れ、保育を実施している施設** | **心身障害児保育委託料** |

**また、民間施設での障害児の受入れ状況は以下のとおりです。**

**（１）民間学童クラブ**

**平成28年度から、障害児加算および障害児受入れ対応時の開設準備費の補助の実施により、障害児の受入れ促進を図っています。現在のところ、受入れを行っている施設はありません。**

**（２）私立保育園**

**障害児加算等により、障害児の受入れを促進しています。平成28年4月1日現在、75園中、44園において86名の受入れがありました。**

**（３）私立幼稚園**

**心身障害児保育委託料により、障害児の受入れを促進しています。平成28年5月1日現在、40園中、23園において82名の障害児の受入れがありました。また、心身障害児保育の充実に資することを目的に、専門家の指導に対する報酬を対象として、私立幼稚園に補助を行っています。**

**民間施設における障害児受入れに対する支援の課題**

**教育委員会では、障害児の受入れについて施設運営費等の補助を行っていますが、補助金以外の支援については、十分ではない面があります。**

**今後は、障害児への支援技術の向上や発達上の課題に関する気づきと対応などに関して、教育委員会からの支援を行い、民間施設の設置者と職員が安心して障害児の受入れに取り組める環境を整える必要があります。**

**Ⅲ　検討の経過について**

**支援方針の策定にあたっては、福祉部・健康部・教育振興部・こども家庭部の管理職および係長級職員から構成される庁内検討組織による会議体を設置し、教育委員会としての考え方をまとめ、「練馬区特別支援教育推進委員会」に諮り、意見を反映しました。**

**「練馬区特別支援教育推進委員会」は、練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うことを目的としている常設の教育長の諮問機関です。（表４）**

**また、区内障害者団体からの意見をいただく機会を設け、支援方針の策定に反映させました。**



**（障害者団体からいただいた主なご意見）**

**①障害のある子どもへの支援をより手厚く実施してもらえるのは喜ばしいことだが、安全第一を最優先として対応してほしい。**

**②教育委員会以外の機関、特にこども発達支援センターとの連携も十分に行ってほしい。**

**③民間施設も含めて障害児に関する理解啓発を進めてほしい。**

**④連携支援シートには、医療的ケア以外の情報も細かく載せられるような項目設定をしてほしい。**

**Ⅳ　今後の支援について**

**教育委員会は、以下のことを基本理念として掲げます。**

**障害があることにより、特別な支援を必要とする子どもたちに、適切な教育・保育環境を整え子どもたちの健やかな成長を促します。**

**特別な支援を要する子どもと家庭に対し、教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関が連携して、切れ目のない支援体制を構築します。支援に際しては、「障害者基本法」の理念を踏まえ、個々の事例に応じて必要な支援の検討と環境整備を行います。**

**１　障害のある子どもの受入れについて**

**区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園では、「原則として受入れる」ことを基本的な考え方とします。教育委員会では、従来から施設設備の改善や教職員配置の拡充などにより、受入の拡大を図ってきました。子どもたちにさらに充実した支援を実施していくために、以下のことに取り組んでいきます。**

**（１）子どもへの支援にかかる会議体について**

**本人の安全等を確保する必要があることから、それぞれの施設の所管組織が設けた基準に基づいて、専門家等からなる会議が調整を行ったうえで、受入れを行っていきます。受入れにあたっては、下記の3会議体が相互に協力・連携し、必要な連絡調整を行いながら、子どもに関する情報の共有を進めていきます。**

1. **「練馬区特別支援教育推進委員会」（既設）**

**練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うことを目的としています。特別な支援を必要とする子どもたちへの対応方針を提案し、各施設や連携支援会議に対して助言を行います。**

**構成員は、学識経験者・医師・障害者支援団体代表・保護者代表・区立小中学校長・区立保育園長・区立幼稚園長です。年2回程度開催しています。**

**※平成29年4月から学童クラブ所長も構成員として参加します**

**②「連携支援会議」（新設）**

**新たに、教育・保育・福祉・保健等、区の各部門の職員からなる「連**

**携支援会議」を設置します。この「連携支援会議」では、保護者の同意を得て、関係者から得られる情報や医師の診察結果などを参考にしながら、情報共有を充分に行い、乳幼児期から切れ目のない支援体制を構築します。また、必要に応じて外部機関（都立特別支援学校など）との情報連携も行います。会議は、情報連携が必要な場合に随時開催します。**

**支援は、障害のある子どもだけではなく、家庭にも必要に応じて実施していきます。**

**会議の出席者には守秘義務を課すこととし、個人情報の保護には十分に配慮を行います。**

**連携支援会議で行うこと**

**〇子どもに関する情報の共有**

**〇現在、受入れを行っている施設職員の所見**

**〇福祉や保健などの支援手段の確認**

**〇医学的な所見の確認　など**

* + **会議の事務局は教育振興部学務課・こども家庭部子育て支援課および保育課とします。総括事務局は学務課とします。**

**・　情報連携が必要な場合は、施設の所管課がその旨を事務局に報告します。事務局は氏名等を会議の出席課に対して事前に通知します。出席課は、子どもの状況について情報を準備して会議に臨みます。**

* + **会議には、関係課の職員が出席します。出席者は関係課の係長級職を中心としますが、必要に応じて施設長や職員等、子どもの状況を把握している者が出席できるものとします。出席者は案件に応じて、事務局が関係課と協議し決定します。**
  + **会議を行う場所は、出席者の利便を考えながら、事務局が個別に設定するものとします。**

**・　会議で得た情報は、連携支援シートに記入します。記入者は子どもの受入れに関わっている所管課とします。**

**・　情報の提供を行う所管課はあらかじめ書面等により、保護者の同意を得ておくものとします。**

**≪連携支援のイメージ≫は図１のとおり**

**③「利用検討会議」（既設）**

**受入れ対象となる子どもの決定にあたっては、それぞれの施設の所管　組織が設定した基準に基づいて、専門家等からなる利用検討会議が調整を**

**行ったうえで、受入れを行ってきました。利用検討会議は連携支援会議からの情報提供を受け、本人の生命や身体その他安全の確保が困難な場合を除き、受入れることを基本的な考えとして支援内容の検討を行います。**

**また、利用検討会議の検討の中で受入れが困難と判断した場合はその**

**理由を保護者に説明するとともに、他の支援方法について保護者と共に**

**検討していきます。**

1. **連携支援シートについて**

**連携支援会議で使用するため、新たに連携支援シートを作成します。**

**（図２）**

**シートは保護者の同意のもとに、乳幼児期も含めて区が保管している情**

**報を連携支援会議の会議記録として作成します。**

* **連携支援会議で話し合いを行う子ども１名につき、１枚の連携支援シートを作成します。**

**・　連携支援シートには、①氏名②住所③家族状況④疾病や障害の状況⑤必要とする支援およびその状況⑥主治医⑦服薬内容⑧医療的ケアの状況などを記入します。**

**・　シートの作成状況については、事務局が管理します。**

* **シートは、子どもの受入れを行う所管課が原本を保管することとし、**

**受入れ先が変更となった場合は、原本を新しい課に送付します。なお、小学校と学童クラブが同時に受入れ先となった場合は、学務課で原本**

**を保管し、子育て支援課は写しを保管します。また、利用検討会議において受入れ困難と判断した子どもについては、それまで受入れを行っている施設の所管課が引き続きシートを保管します。**

**２　医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて**

**「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴って、特別支援学校の教員で一定の研修を修了した特別支援学校の教員については、平成24年度から一定の医療的ケアを実施することができることになりました。実施できる行為は、たんの吸引と経管栄養です。また、特別支援学校では従来から教員が自己導尿の補助を行ってきた経緯があります。**

**教育委員会では、これらの教員が行うことができるとされている医療的ケアが、比較的安全な行為であると考えました。**

**また、特別支援学校において、教員は導尿にかかる行為全体を行うことはできないものの、看護師であれば医師の指示のもと、実施することが可能です。そこで、たんの吸引・経管栄養・導尿の３種類の医療的ケアが必要な子**

**どもについては、区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園で原則として受け入れることとします。**

**●たんの吸引　吸引装置を使ってたんの排出を行います。**

●**経管栄養　　食事が口から取れなくなったとき、鼻、腹部等から直接、**

**胃にチューブを入れて栄養補給を行う方法です。**

**●導尿　　　　細い管（カテーテル）を尿道の中に挿入して人工的に排**

**尿させます。**

**（１）医療的ケアは、看護師が行うものとします。安定した雇用を確保するため、平成29年度から看護師資格を持つ非常勤職員を配置します。**

**看護師は職員等と相互に協力し、情報共有しながら医療的ケアを実施します。**

**（２）教育委員会が実施する医療的ケアの対象の拡大については、今後の実施状況を見ながら、引続き検討を進めていきます。**

**（３）医療的ケアは、主治医の同意と指示が得られることを実施の前提とします。**

**（４）受入れ施設の関係医（校医・園医）の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、医療的ケア実施の可否を判断します。利用の検討会には、教育委員会事務局職員のほか、利用を予定している施設の施設長も出席し意見を述べるものとします。（表５）**



**（５）医療的ケアの実施に際しては、プライバシー保護や温度・湿度等も勘案して、環境の整備を行います。**

**（６）教育委員会は、医療的ケア実施中の不測の事態に備えて、緊急対応**

**時の手引を作成します。**

**（７）教育委員会は、新任研修や現任研修の実施などを通じて、看護師の知識・技術の向上を図ります。**

**（８）教育委員会は、保護者や外部関係者との情報連携を緊密に行います。（表６）**



**３　民間施設における障害児の受入れの促進について**

**教育委員会では民間学童保育・私立保育園・私立幼稚園の民間施設に対して、施設運営費等の補助や障害児受入れに関する巡回指導・相談支援、また研修事業への参加呼びかけなどを行うことにより、職員の知識の向上を図っています。今後もより多くの障害児の受入れを図っていくために、補助制度や支援の充実の検討を行います。**

**また、民間施設は障害を理由とする差別を解消するための取組を行うにあたって、法令等の規定を順守しなければならないこととなっています。**

**教育委員会では、民間施設による取組の拡充に向けて必要な支援を行います。**

**（今後、教育委員会が民間施設に対して行う支援）**

**①民間施設に勤務する職員への研修の実施や拡充**

**②区立保育園の園長経験者等による巡回相談の実施および補助金を活用した専門家の巡回指導の導入促進**

**③私立幼稚園の巡回指導に関する補助制度利用に当たり、専門家の紹介を区が行うなどの負担軽減を実施**

**４　支援方針の着実な実施について**

**支援方針を確実に実施していくため、現場への周知・啓発の手引きを作成し、関係職員への周知を図ります。また、毎年度末に成果を確認し、見直しを行います。**

**（手引きで規定する内容）**

**①連携支援会議の開催手順、構成員**

**②連携支援シートの活用方法**

**③医療的ケアで使用する様式の規定**

**④子どものライフステージごとの相談支援窓口**

**⑤教育・保育・福祉・保健等の関係機関の連携を生かした、看護師等を**

**対象とした新しい研修のあり方**

**⑥区職員への周知方法等**

**（巻末資料）**

**支援方針の策定に関する検討経過**

**（特別支援教育推進委員会）**

|  |  |
| --- | --- |
| **①平成27年10月27日** | **②平成28年3月14日** |
| **③平成28年9月13日** | **④平成29年1月17 日** |

**（障害者団体との意見交換会）**

**平成28年10月18日**

**（庁内検討会　全体会）**

|  |  |
| --- | --- |
| **①平成27年6月19日** | **②平成28年3月22日** |
| **③平成28年5月30日** | **④平成28年12月26日** |

**（庁内検討会　分科会）**

|  |  |
| --- | --- |
| **①平成27年7月2日** | **②平成27年8月6日** |
| **③平成27年9月24日** | **④平成27年10月1日** |
| **⑤平成27年12月2日** | **⑥平成27年12月25日** |
| **⑦平成28年2月3日** | **⑧平成28年2月26日** |
| **⑨平成28年4月27日** | **⑩平成28年5月24日** |
| **⑪平成28年6月27日** | **⑫平成28年7月27日** |
| **⑬平成28年8月24日** | **⑭平成28年10月31日** |
| **⑮平成28年11月28日** | **⑯平成28年12月22日** |
| **⑰平成29年1月27日** | **⑱平成29年2月22日** |
| **⑲平成29年3月17日** |  |